

# 役員報酬等規程

## (目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人山口県労働基準協会定款第29条の規定に基づき、常勤の役員（理事及び監事）の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

## (報酬等の支給)

第2条 常勤の役員には、職務執行に対する対価として報酬を支給する。なお、事務局職員兼務の役員は、職員給与・賞与・退職金規程（以下「職員給与等規程」という。）による額を報酬として支給する。

2 常勤の役員には、年間報酬額を超えない範囲内で賞与（職員に対する基準支給率を上回ってはならない。）を支給する。なお、事務局職員兼務の役員には、職員給与等規程による賞与額を支給する。

3 常勤の役員には、退任慰労金は支給しない。ただし、事務局職員兼務の役員には、定年時に職員給与等規程による退職金を支給する。

## (報酬等の額)

第3条 常勤の役員の年間の報酬等の額は、賞与を含め1人当たり700万円以内とし、社員総会において総額について決定するものとするが、各役員の個人別の報酬等の額は、理事会で決定する。ただし、事務局職員兼務の役員の報酬は、第2条第1項なお書きの額とする。

## (通勤手当)

第4条 常勤の役員には、通勤手当を支給する。

2 通勤手当は、職員給与等規程に規定する通勤手当に準ずる額とする。

## (費 用)

第5条 常勤の役員・非常勤の役員にかかわらず、職務の遂行に伴い発生する交通費及び旅費等の費用については、この法人の職員旅費規程等の規定に準じて支払うことができるものとする。

## (支給日及び支給方法)

第6条 報酬は、職員給与の支給日に月額を支給し、賞与は職員賞与の支給日に支給する。

2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

## (改 廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議による。

(委 任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 改正後の規程は、一般社団法人山口県労働基準協会への移行登記の日から施行する。
- 3 改正後の規程は、平成27年7月1日から施行する。